

強制労働の廃止に関する条約  
(ILO 第 105 号条約)

1. 採択年と批准国数

本条約は、1957年ILO（国際労働機関）第40回総会で採択された。2008年4月現在の既批准国は168カ国である。

2. 条約の概要

本条約は、これを批准する加盟国が、

- ・ 政治的な圧制等の手段としての強制労働
- ・ 労働規律の手段としての強制労働
- ・ 同盟罷業に参加したことに対する制裁としての強制労働

等すべての種類の強制労働を禁止し、これを利用せず、また、これらの強制労働の即時の、かつ、完全な廃止のための措置をとること等を規定するものである。